

出張施術業務休止（廃止・再開）届出書

届出書類チェック表

チェック欄	届出書類
	出張施術業務休止（廃止、再開）届出書
	<廃止理由が死亡の場合> 死亡が確認できる書類 代理届出者の運転免許証等（本人確認ができるもの） ※ 職員が本人確認後、返却します。
	<届出が休止（廃止・再開）後10日を超えた場合> 遅延理由書

- ◆ 届出書の様式や添付書類、留意事項及び届出書の記入例については、茨城県保健福祉部医療局医療人材課ホームページをご覧ください。
- ◆ 届出様式はダウンロードできます。
- ◆ 施術所の休止届は、休止が概ね6ヶ月程度に及ぶ場合、ご提出ください。
なお、休止届を提出後、6ヶ月以上経過した場合には、再度ご相談ください。

出張施術業務休止(廃止・再開)届出書
年 月 日

茨城県知事殿

(保健所長 殿)

施術者 住所
氏名

年 月 日生

TEL

FAX

下記のとおり出張施術業務を休止(廃止・再開)しましたので届け出ます。
記

1	業務の種類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう(※○で囲む)
2	休止(廃止・再開) 年月日	年 月 日
3	休止(廃止・再開) 理由	

※ 休止(廃止・再開)いずれかに○を付す。

※ 休止は概ね6ヶ月程度に及ぶ場合に提出。